

身体障害者（児）住宅改造補助金について

身体に障がいがある人が日常生活の不便を解消するため住宅の改造工事を行った場合に、身体障害者（児）住宅改造補助金が給付されます。

（1）対象者

次のいずれかに該当する唐津市に在住の人

●身体障害者手帳をお持ちの3歳以上の人で

下肢・体幹機能・脳原性運動機能（移動機能障害に限る）に障がいがあり、それぞれの等級が3級以上の人

●難病患者等の人で

下肢・体幹機能に障がいがあり、診断書により住宅改修の必要性が認められる人

（2）補助率

補助対象となる工事に必要な費用の3分の1を市が補助します。

※ただし、補助の上限額は20万円とします。

（3）所得制限

本人または世帯員のうち市民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合、対象外となります。

（4）対象となる工事

次の工事が対象となります。

- ①手すりの取り付け
- ②段差の解消
- ③滑り防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- ④引き戸などへの扉の取り替え
- ⑤洋式便器などへの便器の取り替え
- ⑥浴室、浴槽改修
- ⑦洗面台のバリアフリー化
- ⑧台所のバリアフリー化
- ⑨通路拡張
- ⑩昇降機など動力を用いて移動する設備
- ⑪上記の工事に付帯して必要となる住宅改修

①～⑤の工事について、日常生活用具による住宅改修費の給付を受けたことがない場合は、日常生活用具による住宅改修費の給付によって、工事費を補助します。

⑥～⑩の工事については、本補助金によって、工事費を補助します。

日常生活用具による住宅改修費の給付または身体障害者（児）住宅改造補助金の交付を受けたあとに、障がい者等の障がい程度が重くなったときまたは転居したときは、身体障害者（児）住宅改造補助金の交付申請が再び可能となります。

(5) 該当となる改修工事

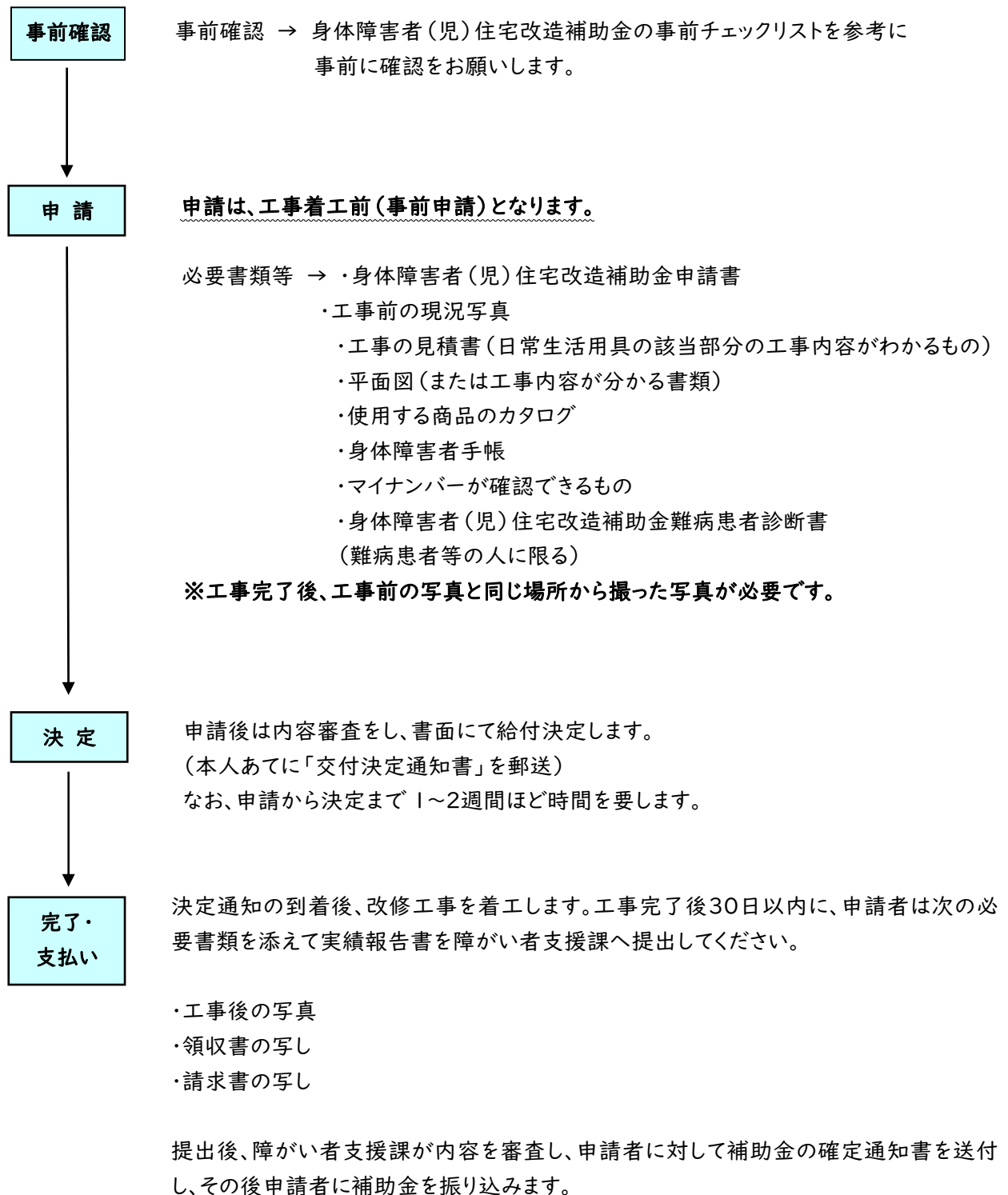
改 修 内 容	構 造 等
1. 手すりの取付け	廊下、便所、浴室、玄関等に転倒防止、移動・移乗動作が容易にできることを目的として設置するものです。手すりの形は適切なものとします。
2. 段差の解消	居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差を解消するための住宅改修をいいます。具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げなどです。 ※昇降機、リフト、段差解消機等動力による床段差を解消する工事は対象にはなりません。
3. 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更	具体的には、居室において畳敷きから板製床材、ビニル系床材などへの変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更などが考えられます。
4. 引き戸などへの扉の取り替え	開き戸を引き戸、折れ戸、アコーディオンカーテンなど扉全体を取り替えたり、ドアノブの変更、戸車の設置なども含まれます。 なお、引き戸などへの扉の変更にあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の費用は対象外になります。
5. 洋式便器などへの便器の取り替え	<u>和式便器を洋式便器に取り替える場合が対象になります。</u> また、和式便器から洗浄機能がついた洋式便器（一体型の場合のみ）への取り替えは、上肢機能障害が個別等級2級以上の場合に対象となります。なお、すでに洋式便器の場合は、これらの機能などの取付けは対象外になります。さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器に取り替える場合は、工事のうち水洗化または簡易水洗化の工事は対象外になります。
6. 浴室および浴槽の改修	浴槽を取り換える工事や浴槽、浴室を拡張する工事などのバリアフリー化する工事となります。
7. 洗面台または台所のバリアフリー化に伴う改修	洗面台や台所において、障壁を解消する工事が対象となります。具体的には洗面台の高さを調整する工事や車椅子でも使えるようにするため、足元の収納扉を取り除くなどの工事です。
8. 通路の拡張	具体的には、部屋を解体して廊下を拡張する工事や車椅子が通ることができるよう部屋の入りを広くする工事などです。

改 造 工 事 内 容	構 造 等
9. 昇降機など動力を用いて移動する設備	代表的な例として、階段にレールを取り付け、椅子に座ったまま、階段を上り下りすることができる階段昇降機を取り付ける工事です。また、動力を用いて段差の解消を図るリフトの取り付け工事、ホームエレベーターなども対象となります。
10. その他1～9の住宅改造に付帯して必要となる住宅改修	それぞれ以下のものが考えられます。 ※ただし、改修内容に応じた必要最小限の改修となります。 【例】 ①手すりの取り付け ➡ 手すりの取り付けのための壁の下地補強 ②床段差の解消 ➡ 浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事 ③床材の変更 ➡ 床材の変更のための下地の補修や根太の補強 その他の工事に付帯して必要な工事についてはご相談ください。

※状態などによっては対象とならない改修工事があります。

例えば、将来の車椅子生活を予測して和室をフローリング（床材の変更）にする工事、歩行器を使用しているが階段手すりの設置工事、入浴はすべて通所介護などの特浴を利用しているが浴室のみの改修工事などが対象となりません。

(6) 申請について



身体障害者（児）住宅改造補助金の事前チェックリスト

対象者要件について (どちらかが全て該当)	☐ 唐津市に住んでいる ☐ 身体障害者手帳を持っている ☐ 住宅改修の障がい名および障がい程度（個別等級等）に該当する ☐ 3歳以上 ☐ 病院に入院していない ☐ 施設に入所していない ☐ 対象者は介護保険制度非該当 ☐ 対象者は65歳未満 ☐ 対象者は40歳～64歳で特定疾病に該当しない
給付要件について	☐ 対象難病疾病の診断を受けている ☐ 難病患者等の場合、医師の診断書により必要性が認められている ☐ 病院に入院していない ☐ 施設に入所していない ☐ 対象者は介護保険制度非該当 ☐ 対象者は65歳未満 ☐ 対象者は40歳～64歳で特定疾病に該当しない
改修工事の内容について	☐ 住宅改修費（住宅改修費）の給付の対象にならないが、この補助金の交付の対象になる ☐ 新築ではない ☐ 増築ではない ☐ 改修後の申請ではない（事前申請） ☐ 工事の着工をしていない（事前申請）
※申請者と家屋の所有者が異なる場合のみ	☐ 家屋の所有者の承諾を受けている（書面で提出）

上記チェック項目全てに該当する人は、「(6) 申請について」に記載の必要書類などをご準備のうえ、申請してください。

お問い合わせ

唐津市 障がい者支援課

TEL 0955-72-9150

FAX 0955-74-5628

MAIL shougai-shien@city.karatsu.lg.jp

この事業は、全国の皆様から贈られた「ふるさと寄附金」を活用して実施しています。